

三井 V-Net 会則 中国支部細則

1. 会則第3条(会員)

(1) ボランティア活動会員の募集対象は、三井グループ各社の退職者と現役社員並びにその家族、友人を原則とするが、三井グループ外からの応募者についても、応募登録内容を確認の上、受け入れを行う。

(2) 退会に関し、次の各号に該当する場合は三井 V-Net 会員の資格を失う。

① 会員より退会の申し出があったとき。

② 会員が死亡したとき。

③ 三井 V-Net の行動規範および個人情報保護方針に違反することにより、三井 V-Net の名誉を汚し、又は損害を与えた場合、並びに設立趣旨に反し、会員としての品性を損なう等の行為があったとき。

(3) 三井 V-Net は、三井 V-Net の認めたボランティア活動に参加する会員を対象に傷害保険及び賠償責任保険を付保する。会員はボランティア活動で事故が生じた場合等には、保険の対象か否かに関わらず、事務局に連絡するものとする。

2. 活動に関する費用

中国支部の活動に要する費用は基本的に会員の負担とするが、必要に応じて、事務局長の決裁により、三井 V-Net が一部負担する場合もある。

3. 本細則の改廃は、運営委員会で承認される。

4. 本細則は 2018 年 4 月 19 日から実施する。